

平成27年第1回臨時会

四 万 十 町 議 会 会 議 録  
平 成 2 7 年 2 月 1 8 日 (水曜日)

---

議 事 日 程 (第1号)

第 1 仮議席の指定について

第 2 議長の選挙について

~~~~~

追加議事日程 (第1号の追加1)

第 1 議席の指定について

第 2 会議録署名議員の指名について

第 3 会期の決定について

第 4 副議長の選挙について

第 5 発議第1号 四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例について

第 6 四万十町議会総務常任委員会委員、教育民生常任委員会委員及び産業建設常任委員会委員の選任について

第 7 四万十町議会広報広聴常任委員会委員の選任について

第 8 四万十町議会議会運営委員会委員の選任について

第 9 高幡西部特別養護老人ホーム組合議会議員の選任について

第 10 四万十町都市計画審議会委員の選任について

第 11 同意第1号 監査委員の選任について

第 12 報告第1号 専決処分の報告について (工事請負契約の一部を変更する契約の締結について)

第 13 議案第1号 平成26年度農村環境改善センター耐震補強及び大規模改修工事 (建築主体) 請負契約の一部を変更する契約の締結について

第 14 議案第2号 四万十町集会所等条例の一部を改正する条例について

追加日程第1 閉会中の継続調査申し出について

~~~~~

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第2まで

日程第1から日程第14まで

追加日程第1 閉会中の継続調査申し出について

~~~~~

出席議員 (16名)

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 橋本章央君 | 2番  | 林健三君   |
| 3番  | 古谷幹夫君 | 4番  | 緒方正綱君  |
| 6番  | 下元真之君 | 7番  | 岩井優之介君 |
| 8番  | 水間淳一君 | 9番  | 吉村アツ子君 |
| 10番 | 味元和義君 | 11番 | 下元昇君   |
| 12番 | 堀本伸一君 | 13番 | 楨野章君   |
| 14番 | 武田秀義君 | 15番 | 中屋康君   |
| 17番 | 酒井祥成君 | 18番 | 橋本保君   |

~~~~~

欠席議員 (2名)

5番	岡峯久雄君	16番	西原真衣君
----	-------	-----	-------

~~~~~

説明のため出席した者

|                |       |                    |       |
|----------------|-------|--------------------|-------|
| 町長             | 中尾博憲君 | 副町長                | 森武士君  |
| 会計管理者          | 左脇淳君  | 総務課長兼選挙管理委員会事務局長   | 樋口寛君  |
| 危機管理課長         | 野村和弘君 | 企画課長               | 敷地敬介君 |
| 農林水産課長         | 熊谷敏郎君 | 商工観光課長             | 植村有三君 |
| 税務課長           | 永尾一雄君 | 町民環境課長             | 山脇一生君 |
| 建設課長           | 佐竹一夫君 | 健康福祉課長             | 市川敏英君 |
| 上下水道課長         | 高橋一夫君 | 教育委員長              | 谷脇健司君 |
| 教育長            | 川上哲男君 | 教育次長兼学校教育課長        | 岡澄子君  |
| 生涯学習課長         | 宮地正人君 | 代表監査委員             | 中岡全君  |
| <u>大正地域振興局</u> |       |                    |       |
| 局長兼地域振興課長      | 下藤広美君 | 町民生活課長兼国保大正診療所事務局長 | 永尾ゆみ君 |
| <u>十和地域振興局</u> |       |                    |       |
| 局長兼地域振興課長      | 仲治幸君  | 町民生活課長兼国保十和診療所事務局長 | 林久志君  |

~~~~~

事務局職員出席者

議会事務局長 田辺卓君 次 長 武田枝里君  
書 記 吉村愛君

~~~~~

午前9時30分 開会

○議会事務局長（田辺卓君） 改めまして皆さん、おはようございます。

私は四万十町議会事務局長の田辺でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっています。年長の水間淳一議員をご紹介いたします。

○臨時議長（水間淳一君） 皆さん、おはようございます。

ただいま紹介されました水間淳一でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ただいまから平成27年第1回四万十町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

会議順序に従い会議を進めます。

本日の会議に16番西原眞衣議員、18番岡峯久雄議員から欠席届があっております。報告を終わります。

日程に先立ち、町長からご挨拶したい旨の申し出があっております。

これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 皆さん、改めましておはようございます。

町議会議員選挙、初議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

新しく選ばれた議員各位をお迎えして、謹んでこうしてご挨拶を申し上げる機会を得ましたことは、私の最も光栄とするところであります。

議員各位には、去る1月25日に執行されました町議会議員選挙に当たりまして、町民の皆さん方の期待を担って、この度めでたくご当選の榮譽を得られ、本日ここに初の議会を開催する運びとなりましたことは、誠にご同慶に堪えないところでございます。

本町も平成18年に合併して以来、早くも9年が経過しようとしておりますが、依然として人口の減少と少子高齢化に歯止めがかからない状況でございます。私も就任して10か月が経過しようとしておりますが、これまでこの地域でこの地域の産業を担って、また子育てをして、本町をしっかりと担っていただきました皆様が安心して暮らせる環境づくり

と、若者がこの地で夢を持ってしっかり後世につないでいただける、そういった環境をしっかりとつくっていきたいと考えておるところでございます。こうしたまちづくりを議員の皆さんのご指導、ご提言をいただきながら進めてまいり所存でございます。もとより未熟でありますので、議員各位には何かとご迷惑をお掛けすると存じますが、何とぞ温かいご理解をいただき、町民の福祉と町政発展のため格別のご指導、ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

この度、清新はつらつたる議員各位をお迎えできましたことは、各般の事業遂行上、非常な力強さを覚え、誠に感激に堪えません。どうか議員各位におかれましては、ますますご健勝でご活躍くださいますようご祈念を申し上げまして、甚だ簡単でございますけれども、私の挨拶といたします。どうかよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（水間淳一君） これで町長のご挨拶を終わります。

~~~~~

○臨時議長（水間淳一君） 日程第1 仮議席の指定について行います。

仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

なお、仮議席指定表を配付しております。

暫時休憩いたします。

午前9時36分 休憩

午前9時56分 再開

○臨時議長（水間淳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○臨時議長（水間淳一君） 日程第2 議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（水間淳一君） ただいまの出席議員数は16名です。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に仮議席1番橋本章央君及び仮議席10番味元和義君を指名いたします。

（「それはおかしいことないか。立候補者がやっらいかん」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

午前 9 時 58 分 休憩

午前 9 時 59 分 再開

○臨時議長（水間淳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（田辺卓議会議務局長「私語があった場合、全て最初からやりますので」と呼ぶ）

○臨時議長（水間淳一君） 私語があったら最初からということですので。

~~~~~

○臨時議長（水間淳一君） 日程第 2 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（水間淳一君） ただいまの出席議員数は 16 名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に仮議席 1 番橋本章央君及び仮議席 10 番味元和義君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（水間淳一君） 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

なお、白票は無効とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（水間淳一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（水間淳一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔点呼・投票〕

○臨時議長（水間淳一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（水間淳一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

仮議席1番橋本章央君及び仮議席10番味元和義君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（水間淳一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16票

有効投票 15票

無効投票 1票です。

有効投票のうち

橋本 保君 10票

味元和義君 5票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、橋本保君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（水間淳一君） ただいま議長に当選されました橋本保君が、議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によりまして本席から当選の告知をいたします。

橋本保君。議長当選の承諾並びにご挨拶をお願いいたします。

橋本保君。

○5番（橋本保君） ただいま多くの皆さん方のご支持をいただきまして議長職に任命をいただきました。もとより浅学非才であります。一生懸命努力をして頑張っていきたいというふうに思っております。それと同時に非常に重責を担うということで、厳しいものがあるかなというふうに思っているところであります。四万十町も課題が非常に山積をしておるといふふうに思っております。農林業振興の問題、あるいは四万十川の再生の問題、あるいは高齢者福祉の問題等々があるかと思っております。それに向けて一生懸命議員の皆さんと一緒にやっていきたいというふうに思っておりますので、今後ともご指導、ごべんたつをいただきますようよろしくお願いをいたしまして、挨拶にしたいと思います。ありがと

うございました。

○臨時議長（水間淳一君） 以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終了いたしました。

議長、議長席にお着き願います。

皆様のご協力、誠にありがとうございました。この高い席へ座るのは、大正時代に一度座ったことありますが、見晴らしはええですけど、しばらく議会を離れておりますので、少しまずい議長の役になりまして、誠に申し訳なく思っております。

それでは、議長と交代をいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長を交代しました。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

これより日程に従い会議を進めます。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第1 議席の指定についてを行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

なお、議席表を配付しております。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第2 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により2番林健三君及び11番下元昇君を指名します。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第3 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間

とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時38分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第4 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（橋本保君） ただいまの出席議員数は16名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番古谷幹夫君及び12番堀本伸一君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（橋本保君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

なお、白票は無効とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（橋本保君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔点呼・投票〕

○議長（橋本保君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番古谷幹夫君及び12番堀本伸一君、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（橋本保君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 15票

無効投票 1票です。

有効投票のうち

下元昇君 8票

中屋康君 7票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、下元昇君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（橋本保君） ただいま副議長に当選されました下元昇君が、議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により本席から当選の告知をします。

下元昇君。副議長に当選の承諾並びにご挨拶をお願いします。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 議員各位の皆様方のご賛同を得まして、この度、副議長に任命をいたしました下元昇でございます。

先ほどもご挨拶の中で申し上げましたように、私も議長も同じスタンス、執行部に対しては是々非々という立場で任期中、公平・公正な議会運営のため議長の補佐役として一生懸命頑張っておりますので、どうか今後ともよろしくお願いを申し上げまして、私のご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本保君） 暫時休憩します。

午前10時51分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第5 発議第1号四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

15番中屋康君。

○15番（中屋康君） それでは、提出理由を述べます。

発議第1号。

平成27年2月18日。

四万十町議会議長橋本保様。提出者、四万十町議会議員中屋康。賛成者、四万十町議会議員岩井優之介、堀本伸一。

四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出をします。

主な内容について説明をいたします。

四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例。

四万十町議会委員会条例（平成18年四万十町条例第192号）の一部を次のように改正をする。

第2条第1号及び第3号中7人を6人に改める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

提案の理由といたしまして、今回の選挙より議員定数が18人となったことに伴い、第2条第1号及び第3号の各常任委員会の定数を改正するものでございます。

細微については次のページに書いておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上です。

○議長（橋本保君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより発議第1号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第1号四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この表決は起立により行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。暫時休憩します。

午前10時57分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第6 四万十町議会総務常任委員会委員、教育民生常任委員会委員及び産業建設常任委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

四万十町議会総務常任委員会委員、教育民生常任委員会委員及び産業建設常任委員会委員の選任については委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、四万十町議会総務常任委員会委員、教育民生常任委員会委員及び産業建設常任委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

四万十町議会委員会条例第10条第1項の規定により、ただいまから各常任委員会を議長より招集します。

平成27年2月18日。

各常任委員様。

四万十町議会議長。

各委員会招集通知。

委員長及び副委員長互選のため、各常任委員会を招集するから出席願います。

日時、平成27年2月18日午後1時3分。場所、総務常任委員会、委員会室。教育民生常任委員会、図書室。産業建設常任委員会、議員控室。

各常任委員会開会のため、ただいまより休憩します。

午後1時03分 休憩

午後1時04分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会から委員長及び副委員長をそれぞれ互選した旨の通知がありましたので報告いたします。

総務常任委員長堀本伸一君、総務常任副委員長岩井優之介君、教育民生常任委員長下元真之君、教育民生常任副委員長林健三君、産業建設常任委員長榎野章君、産業建設常任副委員長中屋康君、以上のとおりです。

暫時休憩します。

午後1時04分 休憩

午後1時06分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第7 四万十町議会広報広聴常任委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

四万十町議会広報広聴常任委員会委員の選任については委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、四万十町議会広報広聴常任委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

四万十町議会委員会条例第10条第1項の規定により、ただいまから四万十町議会広報広聴委員会を議長より招集します。

平成27年2月18日。

四万十町議会広報広聴常任委員様。

四万十町議会議長。

委員会招集通知。

委員長及び副委員長互選のため、広報広聴常任委員会を招集するから出席願います。

日時、平成27年2月18日午後1時7分。場所、委員会室。

広報広聴常任委員会開会のため、ただいまより休憩します。

午後1時08分 休憩

午後1時08分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

広報広聴常任委員会から、委員長及び副委員長をそれぞれ互選した旨の通知がありましたので報告いたします。

広報広聴常任委員長中屋康君、広報広聴常任副委員長武田秀義君、以上のとおりです。

暫時休憩します。

午後1時09分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第8 四万十町議会議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

四万十町議会議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、四万十町議会議会運営委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

四万十町議会委員会条例第10条第1項の規定により、ただいまから議会運営委員会を議長より招集します。

平成27年2月18日。

議会運営委員様。

四万十町議会議長。

委員会招集通知。

委員長及び副委員長互選のため、議会運営委員会を招集するから出席願います。

日時、平成27年2月18日午後1時11分。場所、委員会室。

議会運営委員会開会のため、ただいまより休憩します。

午後1時11分 休憩

午後1時12分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会から、委員長及び副委員長をそれぞれ互選した旨の通知がありましたので報告いたします。

議会運営委員長酒井祥成君、議会運営副委員長吉村アツ子君、以上のとおりです。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第9 高幡西部特別養護老人ホーム組合議会議員の選任についてを議題とします。

選任すべき議員の定数は2名です。

お諮りします。

選任の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推薦によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

高幡西部特別養護老人ホーム組合議会議員に下元真之君及び議長橋本保を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました兩名を、高幡西部特別養護老人ホーム組合議会議員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました下元真之君と議長橋本保が当選されました。

ただいま当選されました下元真之君と議長橋本保が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

下元真之君と議長橋本保、当選の承諾並びにご挨拶をお願いいたします。

6番下元真之君。

○6番（下元真之君） ただいまご紹介をいただきました下元真之でございます。高幡西部特別養護老人ホーム組合の議会議員に選任をされました。しっかりと勉強しながら務めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございます。

○議長（橋本保君） 議長の橋本保であります。高幡西部特別養護老人ホーム組合議会議員として、これからはしっかりと町民のために頑張っていきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

暫時休憩します。

午後1時16分 休憩

午後1時17分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第10 四万十町都市計画審議会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

本件につきましては、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、本件はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第11 同意第1号監査委員の選任についてを議題とします。  
地方自治法第117条の規定により水間淳一君の除斥を求めます。

〔8番水間淳一君 除斥〕

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明を求めます。  
町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 同意第1号監査委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第196条第1項の規定により、議員のうちから選任する監査委員につきまして水間淳一議員を選任いたしたく議会の同意を求めらるるものでございます。ご審議の上、ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これより同意第1号について討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより同意第1号監査委員の選任についてを採決します。  
水間淳一君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、水間淳一君を選任する件は、これに同意することに決定しました。  
水間淳一君の除斥を解きます。

〔8番水間淳一君 着席〕

○議長（橋本保君） 暫時休憩します。

午後1時20分 休憩

午後 1 時 21 分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第 12 報告第 1 号専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）報告を行います。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第 1 号専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

本報告につきましては、旧四万十町役場庁舎解体撤去等工事に係る工事請負契約の一部を変更する契約を締結したものでございます。

主な変更内容といたしましては、当初、浄化槽は全て撤去することとしておりましたが、想像以上に地盤が軟弱であったことから、JR線路等隣接地盤に影響を与えかねない方法、土留壁として浄化槽の一部を残すこととしたこと、及び建物を取り除いた後にアスファルト舗装を行うように計画しておりましたが、今後の跡地利活用を考慮して、碎石に変更することにより事業費が減額となっており、一方、場内の水はけを改善するため、新たに U 字側溝水路を設けたことにより増額となりましたが、差引き 390 万 8,520 円の減額となったものでございます。

本契約の一部を変更する契約を締結するに当たり、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

○議長（橋本保君） これで提出者の報告を終わりました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第 13 議案第 1 号平成 26 年度農村環境改善センター耐震補強及び大規模改修工事（建築主体）請負契約の一部を変更する契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第 1 号平成 26 年度農村環境改善センター耐震補強及び大規模改修工事（建築主体）請負契約の一部を変更する契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本工事につきましては 3 月 30 日竣工予定でございますが、現時点での精査を行った結

果、工事費の追加により請負契約の一部を変更しようとするものでございます。

変更内容といたしましては、仮設工事の一部変更に伴うものを始め、多目的ホールの排煙窓関係の不具合の対応、構造の違う管理棟とホール棟の接合部の耐震性確保、外壁等の劣化状況に応じた安全性の確保などによる増額及びその他の各種工種の追加・変更に伴う増減が生じたものでございます。

以上のことから工事費が774万3,600円の増額となり、契約金額の変更が必要となりますので、地方自治法第96条第1項第5号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） それでは、ほかの方の質問がないようでしたので、私のほうから二点質問いたします。

まず今回の変更のときに、議案書に上がってくるときに金額だけで上げてこられても、どのような形で変更が、こういう金額が出てきたのか。この点、五つの工種ですね。仮設、それから建具、金属、それから左官工、その他ということの数量について、まず一点お伺いしたい。

それから、この時期に変更ということになって上がってきてるんですが、排煙窓の開閉装置、これは以前から多分傷んでいたんだろうと思います。それが、なぜ今の時点で変更になったのか。

それともう一点、ホールの補強工事。足場の変更ということですが、これについてもちょっとと言いますか、当初から本当にもっと緻密な設計ができなかったのかどうか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長宮地正人君。

○生涯学習課長（宮地正人君） お答えをさせていただきます。

まず一点目のご質問でございますけれども、これは一つずつ35項目ぐらいあるんですけども、それを五つに分けてお答えしたらいいんでしょうか。

まず、仮設工事につきましては、足場の変更ということで、これは279万円になりま

す。建具工事245万円につきましてはオペレーター、つまりオペレーターの排煙工事部分が200万円、主なものになります。三番目の金属工事につきましては、エキスパンション改修工事というのが197万8,000円うちの163万円になっております。四番目の左官工事といたしましては、外壁タイル浮き補修工事が116万円。それから外壁工事の鉄骨の塗装が22万6,000円になっております。その他につきましては、プラスの部分で、屋根の変更工事がマイナス181万円に対しまして、喫茶室の便所の工事が19万1,000円、仮設の間仕切りが31万8,000円、既存部分の施工補修が12万4,000円、ほかになっております。すみません。

それから二番目です。二番目のご質問は、建具の排煙オペレーターの変更工事についてのご質問で、最初に分からなかったかというご質問だったと思います。多目的ホール、つまり体育館の排煙オペレーターにつきましては、設計段階の確認では開閉しにくい状態ではございましたけれども、開閉は可能であったということで、着工後に確認したところ、開閉動作を繰り返しているうちに一部開閉しない部分が見つかりました。

動作しにくい原因といたしましては、オペレーターに対して開閉させる窓の面積が多すぎるということであるということが判明しました。万が一火災が発生した場合には開閉できない可能性があることから、調整のみでは開閉動作については改善不可能で、オペレーターの追加が一番有効な解決策ということで判断いたしまして、追加工事とさせていただきました。

それから仮設工事のホールの補強工事のご質問です。これも外壁の足場ではなくて、体育館の中、そしてステージ、大会議室の中の足場を当初最小の経費で最大の効果をとという考え方からつり足場という工法で見積りをしておりましたが、危険ということで施工が困難であることから、ステージ、棚足場という工法に変更させていただきました。単価が大体1,000円のつり足場から5,300円ぐらいの工法に変わりましたので、そういった部分で金額が変更になりました。

以上です。大変すみません。まずいお答えでしたけれども、よろしく願いをいたします。

○議長（橋本保君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） ありがとうございます。変更の理由については概ね理解をいたしました。

ただ、議会に上げてきてもらうときに、いつもということはないんですが、感じるの

は、やはり金額だけをぼんぼんと上げてこられたって私たちはチェックのしようがないが  
ですよね。例えば今、つり足場の問題、これ、3倍ぐらいになってるということですよ  
ね。5倍。それで、例えば左官工事で、そしたら当初の設計が500㎡だったのが例えば  
800㎡に増えて、それで単価掛けたらこれぐらい増えましたよと、それぐらいの理由とい  
うものを、説明というのをいただきたいということでよろしくお願いします。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号平成26年度農村環境改善センター耐震補強及び大規模改修工事（建  
築主体）請負契約の一部を変更する契約の締結についてを採決します。

議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されま  
した。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第14 議案第2号四万十町集会所等条例の一部を改正する条例  
についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第2号四万十町集会所等条例の一部を改正する条例につい  
て、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、かねてより旧十和公民館跡地に建設を進めておりました集会施設につきまし  
て、3月中の完成を予定しておりますことから、当該施設の名称を昭和基幹集落センター  
と定め、管理・運営の基本的な事項について条例に追加を行うものです。ご審議の上、ご  
決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 休憩でちょっとお聞きしたいことがありますので、休憩でお願いします。

○議長（橋本保君） 暫時休憩します。

午後1時39分 休憩

午後1時44分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑がある方。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） それでは、集会所等条例の一部を改正する条例について、一点だけお伺いをします。

新しく昭和地域にできました集会、いわゆる基幹集落センターなんですけれども、以前昭和地区のあった古い公民館を取り壊して、その跡地に間もなく完成なる建物だと思うんですけれども。以前、町民の方々との意見交換会等で、新しく建物ができるのであれば、最期、近い方の葬儀などにも利用できるような施設にしてほしいというような希望がありましたので、今回造られました基幹集落センターはそういった地元の方々の葬儀に使える建物となっているのか。

それと併せて、例えば備品なんですけれども、何百人もの方々が入れるような施設ではないと思うんですけれども、ある一定の方々の例えば葬儀に使う場合の椅子でありますとか、椅子があれば大丈夫だと思うんですけれども、そこあたりの設備内容について若干、一点だけお伺いをします。

以上です。

○議長（橋本保君） 十和地域振興局長仲治幸君。

○十和地域振興局長兼地域振興課長（仲治幸君） お答えをしたいと思います。

葬儀については建設委員会の中でも協議をさせていただきまして、地元にもそういった施設がないということで、葬儀にも使わせていただくということで建設委員会の中では了解をいただいているところでございます。

それから備品のお話が出ましたけども、備品についても地元の会議、そういったものありますので、今のところ70個ぐらいな椅子、それからまた20個ぐらいな机、そういったものを備品として準備するようにしております。

以上です。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） もう一点だけ。今の答弁にありませんでしたけれども、私ども手元にいただいております資料には使用料等は書かれておりますけれども、例えば使用料が、例えば葬儀の場合についてお伺いをいたします。

○議長（橋本保君） 十和地域振興局長仲治幸君。

○十和地域振興局長兼地域振興課長（仲治幸君） 葬儀についての使用料ということでございます。

これについては、全館ほとんど使うようになろうかと思えますけども、1万円ということに定めております。これについては、個人から申請のあった場合はこの金額でやりましょうと。ただ、業者さんのほうから逆に申請が上がってきた場合は、一つは、それは一つの業者としての取扱いになりますので、1.5倍、あるいは町外の方だったら2倍というような料金の設定するというので、建設委員会の中でも了解をいただいているところでございます。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号四万十町集会所等条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されま

した。

暫時休憩します。

午後 1 時49分 休憩

午後 1 時50分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、各委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されました。その写しを配付しております。

お諮りします。

各委員長から提出されました閉会中の継続調査の申し出についてを急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第 1 として審議することにしたいと思いをます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査の申し出については急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第 1 として審議することに決定しました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 追加日程第 1 閉会中の継続調査の申し出を議題とします。

お諮りします。

各委員長から提出されました申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、各委員長から提出されました申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成27年第 1 回四万十町議会臨時会を閉会します。

午後 1 時51分 散会

地方自治法第123条第2項の規程によりここに署名する。

平成 年 月 日

四万十町議会議長

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員